

事 務 連 絡
令和3年1月18日

医学部医学科を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局医学教育課

感染症医療人材養成事業の公募について（通知）

文部科学省では、医学部生等を対象に、感染症の特性等を踏まえた診療や感染制御に関する実践的な教育プログラムを構築し、感染症に関する高度な知識を身に付けた医療人材養成を行うための経費を大学改革推進等補助金として令和2年度第3次補正予算案に計上しています。

つきましては、貴学にて本事業への申請を希望する場合は、別添「感染症医療人材養成事業について」をご確認の上、別紙の計画書を提出いただくようお願いいたします。

別紙の計画書を以て文部科学省において、令和2年度第3次補正予算が措置される場合において経費措置を行う対象校を選定します。

なお、令和2年度第3次補正予算案の今後の国会審議等の状況、今後の社会情勢等により、補助予定の内容等を変更する可能性がありますので、予めご了承ください。

【連絡先】

文部科学省高等教育局医学教育課
大学病院支援室病院第二係 須貝・松本
電話：03-6734-2578（直通）
E-MAIL：igabyoin@mext.go.jp

感染症医療人材養成事業について

以下の内容は令和2年度第3次補正予算案の今後の国会審議等の状況、今後の社会情勢等により、変更する可能性があります。

・背景・目的

背景

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、医学部生等に対して、感染症の診断や感染症の特色を踏まえた対処法等より専門的な教育・実習を行い、感染症に関する高度な知識を身につけた医療人材の養成が必要となっています。

目的

医学部生等を対象に、感染症の特性等を踏まえた診療や感染制御に関する実践的な教育プログラムを構築し、感染症に関する高度な知識を身に付けた医療人材養成を行うことを目的としています。

・補助の内容

補助上限額

医学部生の養成人数や教育の内容等を勘案し、上限125,000千円とし算定いたします。

複数の分院で教育を実施する場合でも、大学（法人）に対して上限125,000千円として交付いたします。

支援対象が多数となり、予算が不足する場合は、「**審査の観点**」を踏まえ、申請額に一律の割合を乗じて交付することを予定しています。

選定件数

30件程度

申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

・補助期間

交付決定日～令和3年3月31日

交付内定後、事業を開始し、必要な契約等を行っていただくことが可能です。

・補助対象経費

本事業では患者の診療を通じたトレーニングが困難な感染症医療の教育を安心・安全

に実施するため、実践的な教育プログラムの構築・実施に当たり必要となる教育設備等に係る経費を支援することとしています。

物品費

医療用シミュレータ、実習用周辺機器等の教育設備、消耗品等

人件費・謝金

本補助事業を遂行するために真に必要となる者（既に大学等で雇用する教職員を除く。）を雇用等する場合の給与等

旅費

講師等の招へいに係る旅費等

その他

外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）等

・補正予算案の支援対象となる大学

下記の ~ のすべてに該当する大学を支援の対象とします。

令和2年度中に医学部医学科の学生を対象とした教育プログラムを構築及び一部実施（試行）する大学

令和2年度中に現役医療従事者を対象とした教育プログラムを構築及び一部実施（試行）する大学

の教育プログラムを令和3年度にカリキュラム上に位置付けて必修の取扱いとする大学

補助対象期間終了後の事業継続計画を有する大学

に関して医学部医学科の学生のほか看護系学科等の学生に対する教育を実施することは可能です。

に関してカリキュラム上に位置付けて必修の取扱いとすることは、新たな必修科目を設けること又は、既存の感染症に関する必修科目の内容を見直し、 ~ の教育プログラムの内容を組み入れることを想定しています。

~ の教育実施の場が分院のみである場合も支援の対象となりますが、交付先は大学（法人）となります。

・審査の観点

別紙「計画書」の記載事項について、特に以下の観点から審査を行うことを予定しています。

「2. 感染症医療人材養成計画」

(3) 教育内容

- ・ 医学部医学科生に対する教育内容は本事業の目的に合致しているか。
- ・ 看護系学科等の学生や医療従事者に対して教育を実施する場合、教育内容は本事業の目的に合致しているか。
- ・ 構築された教育プログラムは、導入を予定している教育設備を活用した実践的な

ものになっているか。

- ・ 構築された教育プログラムは、現在よりも高い目標を設定しているか。

(4) 補助対象期間終了後(令和3年度以降)の事業継続計画・構想

- ・ 具体的な構想が示されており、事業の継続が期待できるか。
- ・ 開発した教育プログラム等を普及させるための取組(情報発信等)が計画されており、効果が期待できるか。

「3. 教育設備整備等の計画」

- ・ 申請経費の内容が、実施内容に照らして妥当かつ効果的であり無駄がないか。

・ 選定方法

選定は文部科学省医学教育課にて行います。「 . 補正予算案の支援対象となる大学」に合致していれば、原則として支援の対象としますが、予算が不足する場合は、「 . 審査の観点」を踏まえ選定を行います。また、選定に当たっては地域バランス等を考慮する場合があります。

・ 別紙「計画書」について

1. 総表

- ・ 事業推進責任者氏名

実質的な事業統括者名等を記載してください。事業推進責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

- ・ 担当者氏名

必ず連絡が取れる事務担当者(課長又は係長相当職以上の方)名等を記載してください。

2. 感染症医療人材養成計画

- ・ 本通知の「 . 補正予算案の対象となる大学」、「 . 審査の観点」も参照の上、医学部医学科の学生等の人材養成計画を記載してください。

- ・ 「(3) 教育内容」は計画書の「3. 教育設備整備等の計画」で計上している必要経費と整合するよう、記載してください。

3. 教育設備整備等の計画

- ・ 補助上限額の範囲内で、真に必要な額を計上してください。
- ・ 計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性・不可欠性について確認させていただく場合がございます。

・提出について

申請を希望する場合は別紙の計画書を作成の上、メールにてご提出願います。

- ・ 締切：**令和3年2月1日(月)15時【締切厳守】**
(当日15時までの送信記録のあるものは可とする。)
- ・ 提出方法：igabyoin@mext.go.jp 宛て
- ・ メール件名：「00【 大学】感染症医療人材養成事業」
- ・ 提出データ：エクセルデータ、計画書及び別添の一括 PDF データ
ファイル名は「00【 大学】計画書」とすること。

メール受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知します。

メール件名及びファイル名の「00」には計画書「(参考)大学番号」シートの番号を記載すること。

必ず医学部長及び病院長の確認を経たうえで提出すること。

・情報公開及びフォローアップ

採択された大学の計画書の「2. 感染症医療人材養成計画」の情報は公表を予定しています。

また事業の成果は、事業終了後の実績報告書のほか、別途報告を求める場合があります。

・その他

選定に当たっては、厚生労働省等が実施している他の事業又は他の補助金等による経費措置を受けているプログラムあるいは他の補助金等に申請(予定を含む。)しているプログラムと同一又は類似のプログラムについては選定対象外としますので、該当がある場合は担当までご連絡ください。

・今後のスケジュール

令和3年

<2月>

1日(月)15時 別紙 計画書 提出締切

15日(月) 目途 対象予定大学選定、補助金調書作成依頼

17日(水) 目途 補助金調書提出締切

すみやかに交付内定(以後、契約行為可)